

＊北海道公報		発行 北海道 (総務部法制文書課) 電話 011-231-4111 (内線 22-264) FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント(株)	
目次		ページ	
告 示			
○北海道公債の償還（銀行等引受債）		(財政課) 33	
○土地改良事業の工事の完了の届出		(土地改良指導課) 33	
○道営土地改良事業変更計画の決定		(土地改良指導課) 33	
○道営土地改良事業の工事の完了		(土地改良指導課) 34	
○知事権限に係る保安林の指定		(治山課) 34	
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定		(治山課) 35	
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定		(治山課) 36	
○森林法による通知に代える公示		(治山課) 36	
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更		(治山課) 37	
○建設業者に対する監督処分		(建設情報課) 37	
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正（物品管理課）		38	
支庁告示			
○建築基準法による一定の複数建築物の認定の取消し		38	
道立稚内水産試験場告示			
○特定調達契約に係る落札者等の公示		38	
告 示			
北海道告示第679号			
北海道公債の平成16年8月20日定時償還に係る抽せんの結果、元金を次のとおり償還する。			
平成16年7月23日			
		北海道知事 高 橋 はるみ	
1 当せんした証書の番号等			
銘	柄 償 還 金 額	当 せ ん し た 証 書 の 番 号 等	
		10 万 円 券	100 万 円 券
		1,000 万 円 券	
北海道第22回 1 号公債	9 億円	291～ 300	262～ 270
		571～ 580	514～ 522
		921～ 930	829～ 837
		842～ 870	1654～1682
		2669～2697	
北海道第22回 2 号公債		9 億円	
北海道第22回 3 号公債		9 億円	
北海道第22回 4 号公債		10億5,000万円	
北海道第22回 5 号公債		10億5,000万円	
北海道第22回 6 号公債		7 億5,000万円	
北海道第22回 7 号公債		9 億3,000万円	
北海道第22回 8 号公債		6 億6,000万円	
2 支 払 場 所		指定支払場所	
3 償 還 期 日		平成16年8月20日	
北海道告示第680号			
土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。			
平成16年7月23日			
		北海道知事 高 橋 はるみ	
事業主体名	地 区 名	事 業 の 種 類	完了年月日
乙 部 町	布 基 岱	基盤整備促進〔基盤整備〕（農道）	平成15. 9.30
別 海 町	光 進 同		同 15.10.30
標 津 町	川北西4号 同		同 15. 9. 5
北海道告示第681号			
次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。			
その関係書類は、平成16年7月26日から20日間、一般の縦覧に供する。			

7月には「愛の献助け」運動月間です。献助け協力ください。

平成16年7月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所
北 門 畑地帯総合整備 [担い手支援型 (単独土層改良)] (暗きょ、土層改良) 北海道十勝支庁
南 士 別 経営体育成基盤整備 (区画整理、農業用排水、暗きょ) 北海道上川支庁

北海道告示第682号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年7月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業	の 種 類	完了年月日
美 田	畑地帯総合整備 (農道)		平成15.10.30
同	同	(農業用排水、暗きょ)	同 15.12.24
同	同	(区画整理)	同 13.12.10
同	同	(客土)	同 12.11.20
西達布北部	同	[一般型] (農道)	同 15. 8.20
同	同	(農業用排水)	同 12.11.30
同	同	(区画整理)	同 13.11.15
同	同	(暗きょ)	同 14.11.11
永 山 東	ほ場整備 [担い手育成型] (ほ場整備)		同 15. 5.15
忠栄高台上	同	(農業用排水、区画整理)	同 15.11.28
同	同	(暗きょ)	同 14.12. 2
北 野 東	同	(農業用排水)	同 13. 6.28
同	同	(ほ場整備)	同 15. 7.10
同	同	(暗きょ)	同 14. 6.20
北 原	土地改良総合整備 [一般型] (農業用排水)		同 13.10.31
同	同	(客土)	同 15. 5.27
同	同	(暗きょ)	同 15. 9. 8
南 第 2	同	[緊急生産調整推進型] (農業用排水、暗きょ)	同 15. 7.10
同	同	(区画整理)	同 15.10.30
士 別 西	同	[担い手育成型] (農道)	同
同	同	(農業用排水)	同 15. 1.20
同	同	(区画整理)	同 13. 9.20
同	同	(暗きょ)	同 14. 6.10
瑞 生 2	同	(農業用排水、区画整理、暗きょ)	同 15. 7.22
南 大 沼	同	(農業用排水)	同 14. 2.25
同	同	(客土)	同 13. 3.15

同	同	(暗きょ)	同 14.11.15
上 岐 登 牛	同	(農業用排水)	同 14.12.10
同	同	(暗きょ)	同 15. 6.12
宇 文 南	同	(農業用排水、暗きょ)	同 14.12. 3
同	同	(区画整理)	同 15. 5.20
藤 伸	農地保全整備 (整地)		同 14.11.20
同	同	(暗きょ)	同 15. 8. 7
朝 日	同	(農地保全)	同 15. 8.22
上 川	中山間地域総合整備 (農用地改良保全)		同 14. 5.20
同	同	(農業用排水)	同 16. 2.10
同	同	(暗きょ)	同 13. 6.20
同	同	(ほ場整備)	同 15. 5.20
当 麻 東	同	(農業用排水)	同 15. 6.20
同	同	(客土)	同 14.12. 5
同	同	(暗きょ)	同 13. 5.30
同	同	(ほ場整備)	同 15. 5.30
上川中央第1	広域営農団地農道整備		同 16. 3.26
東 中 19	一般農道整備 (広域関連)		同 15.12. 8
北 2 線 西	同		同 15.11.20
千 代 田	同		同 15. 7.10
田 代	経営体育成基盤整備 (区画整理、暗きょ)		同 16. 2.16
相 沼	農地保全整備 (暗きょ)		同 15. 6.18
同	同	(整地)	同 15.12.10
ハ ン ノ キ	農村振興総合整備 (ほ場整備)		同 16. 3.25
新 村 中 央	農免農道整備		同 15.11.10
竹 森	同		同 15.10.28
越 の 浦	同		同
住 川	一般農道整備 (過疎基幹)		同 16. 1.20
富 山	農免農道整備		同 15. 8. 1
柏 野	同		同 15. 8. 8
東 厚 床	同		同 16. 1. 9

北海道告示第683号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年7月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 古宇郡泊村大字興志内村22、60、104、198の11、字梅田沢73、

199の1、270 (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 2(1) 保安林の所在場所 虻田郡豊浦町字東雲町150の1・150の9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第684号 農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 平成16年7月23日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 保安林予定森林の所在場所 標津郡中標津町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2(1) 保安林予定森林の所在場所 標津郡標津町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 3(1) 保安林予定森林の所在場所 目梨郡羅臼町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 4(1) 保安林予定森林の所在場所 目梨郡羅臼町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 5(1) 保安林予定森林の所在場所 奥尻郡奥尻町字赤石528の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
--	--

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。	
6(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡占冠村字クテクウンナイ原野1322地先・1677地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、1674地先・1322・1672・1674・1677（以上1筆地先4筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。	
7(1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡置戸町字豊住334の6・335・346・352（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、334の1、334の10、342の7、342の27 (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。	
8(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡本別町西仙美里218の1（次の図に示す部分に	
限る。） (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）	
北海道告示第685号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 平成16年7月23日 北海道知事 高 橋 はるみ	
1(1) 解除予定保安林の所在場所 川上郡弟子屈町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため	
2(1) 解除予定保安林の所在場所 積丹郡積丹町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）	
北海道告示第686号 森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による保安林の指定の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を占冠村役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成16年7月23日北海道告示第684号のとおりである。 平成16年7月23日 北海道知事 高 橋 はるみ	
所在が不明な者	

勇払郡占冠村字クテクウンナイ原野1322、1674、1677所在の森林について所有権を有する
安田平作

北海道告示第687号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成16年7月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 松前郡松前町字神山235・字原口559の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 松前郡松前町字札前494（次の図に示す部分に限る。）、491、字館浜847（次の図に示す部分に限る。）、836、837、846
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字札前491・494・字館浜846・847（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 松前郡松前町字大津346（次の図に示す部分に限る。）、字二越342

- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大津346・字二越342（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第688号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。

「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理室建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成16年7月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 許可の全部廃業			
商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日	
有限会社 友治配管工業所	般-14 石第6516号	平成16. 6. 1	
太陽興産株式会社	般-12 石第17170号	同 16. 6. 3	
有限会社 東新工業	般-13 石第15359号	同 16. 6. 4	
株式会社 大申工業	般-14 石第1094号	同 16. 6. 7	
藤建興業有限会社	般-12 石第14754号	同	
ヤシマ電設株式会社	般-13 石第8637号	同 16. 6. 8	
株式会社 大島ボーリング	般-12 石第4916号	同 16. 6. 9	
ミハル北都株式会社	般-14 石第6632号	同 16. 6.10	
丸孝川口建築工業株式会社	般-13 石第278号	同 16. 6.14	
株式会社 恵有企画	般-14 石第14203号	同	
株式会社 日伸建設	般-14 石第3871号	同 16. 6.21	
佐藤電設工業株式会社	般-14 石第1736号	同 16. 6.22	
大誠電気工事株式会社	般-12 石第298号	同 16. 6.23	

有限会社 内 装 建			般－11	石第13075号	平成16. 6.24
株式会社 笹 川 鋼 建			般－12	石第362号	同 16. 6.29
株式会社 大和開発工業			般－11	石第9374号	同 16. 6.30
日本一運送株式会社			般－13	渡第3908号	同 16. 6. 3
有限会社 ト ー ヨ ー			般－14	渡第4023号	同 16. 6.10
佐々木電気商会			般－13	後第716号	同 16. 6.18
東栄土木工業株式会社			般－12	後第709号	同 16. 6.29
有限会社 荻 谷 建 設			般－14	空第2881号	同 16. 6.14
株式会社 協 和 工 務 所			般－14	空第452号	同 16. 6.22
高橋建設株式会社			般－14	空第563号	同 16. 6.28
坪井地質有限会社			般－13	上第4332号	同 16. 6. 2
株式会社 田 中 建 設			般－12	上第2072号	同 16. 6. 8
株式会社 佐 藤 建 業			般－13	上第179号	同 16. 6.29
北浜建設株式会社			特・般－14	留第381号	同
大平工機有限会社			般－14	網第2588号	同 16. 6.22
有限会社 ナカタ興産			般－12	胆第3300号	同 16. 6. 4
株式会社 グラシラス			般－13	胆第3834号	同 16. 6.17
株式会社 筑 野 組			般－14	胆第1451号	同 16. 6.28
高 田 興 業			般－12	十第2408号	同 16. 6.10
アサヒ板金施工			般－14	十第2622号	同
大澤建設株式会社			特－14	釧第424号	同 16. 5.28
中村鉄筋工業所			般－12	釧第44号	同 16. 6. 1
2 許可の一部廃業					
商 号 又 は 名 称			建設業の許可の番号		処分年月日
第一土建工業株式会社			特－13	石第1065号	平成16. 6. 4
株式会社 マルクマ北神			般－13	石第2791号	同 16. 6.11
株式会社 勉 建 設			特－14	石第8953号	同 16. 6.22
タナカ工業株式会社			特－13	石第223号	同 16. 6.29
株式会社 堀 川 清 掃			般－11	渡第3784号	同 16. 6. 4
株式会社 安 田 建 設			般－13	上第2749号	同 16. 6. 7
杉浦建設株式会社			特－13	上第606号	同 16. 6.21
株式会社 エース・クリーン			特－14	網第1752号	同 16. 6.11
株式会社 浜 出 建 設			般－13	十第341号	同 16. 6. 8
株式会社 丸幸渡辺建設			特－12	釧第84号	同 16. 5.20
弘進建材工業株式会社			般－14	釧第1855号	同 16. 5.21
中井建設株式会社			特－14	釧第257号	同 16. 6. 4
株式会社 テ レ シ ス			般－12	釧第2380号	同 16. 6. 7
北海道告示第689号					
昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。					
平成16年7月23日					
北海道知事 高 橋 はるみ					
2 売りさばき人の項幌呂農業協同組合の事項を削る。					
支 庁 告 示					
北海道石狩支庁告示第13号					
建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、次のとおり一定の複数建築物の認定を取消した。					
平成16年7月23日					
北海道石狩支庁長 渡 部 道 博					
1 認 定 取 消 番 号 第16－1号					
2 認 定 取 消 年 月 日 平成16年7月12日					
3 対 象 区 域 北広島市泉町2丁目1番・2番					
4 申請者の住所及び氏名 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部住宅課長 福田 聖治					
道立稚内水産試験場告示					
北海道立稚内水産試験場告示第2号					
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。					
平成16年7月23日					
北海道立稚内水産試験場長 佐 野 満 廣					
1 落札に係る特定役務の名称及び数量 試験調査船北洋丸上架修理工事一式					
2 落札を決定した日 平成16年7月5日					
3 落札者の氏名及び住所					

- (1) 氏 名 稚内港湾施設株式会社 代表取締役 米倉 弘
(2) 住 所 稚内市末広1丁目1番34号
- 4 落札金額
46,200,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成16年5月25日付け北海道立稚内水産試験場告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道立稚内水産試験場企画総務部
(2) 所在地 稚内市末広4丁目5番15号
-

